

# 東電元経営陣無罪を追認

## 東京高裁 “行政に呼応” 検察役が批判

東京電力福島第一原発事 第一審判決を支持し、指定 患者ら44人を死亡させたな 故をめぐり、業務上過失致 弁護士の控訴を棄却しまし 死傷罪で強制起訴された東 として2016年に強制 電の勝俣恒久元会長(82) 起訴されました。

### ↓関連⑩面

と原子力部門トップを務め 検察官役の指定弁護士は 機関が2002年に公表し た武黒一郎(76)、武藤栄 会見で、「到底容認できな た地震予測「長期評価」の (72) 二いずれも元副社長 い」と述べ、上告について 信頼性について、「一審東京 の3被告の判決が18日、東 は改めて検討する」としまし 京高裁(細田啓介裁判長) 地裁は19年9月、「合理的 な疑いが残る」として

でありました。細田裁判長 公判には、武藤被告と武

は、「(原発の)敷地を超え 黒被告が出廷。旧経営陣3

る津波の襲来を予見できな 人は、津波対策を怠り、原 発事故で付近の病院の入院 地の高さを超えるような津

波の襲来について長期評価 が「現実的な可能性がある と認識させるような性質を そなえた情報」ではなかつ たと判断。その上で、運転 停止をすべき義務に応じる 事情が存在したという点で も「証明は不十分」としま した。

これに対し指定弁護士 は、長期評価について昨年 6月にあった集団訴訟の最 高裁判決でも一定の評価を しているのに、高裁判決が その信頼性を全面的に否定 したと述べ、「国の原子力 行政に呼応し、長期評価の 意義を軽視するものだ」と 批判しました。